

人権啓発センターだより

じゅんけん

啓発紙 2023年

通巻78号

SNSは人を傷つけるための道具じゃない
ソーシャルネットワークをソーシャル“グッド”ネットワークに

ふじのくに人権フェスティバル

令和4年12月13日 三島市民文化会館



人権作文コンテスト入賞者の皆さん



フェスティバル会場で行われたポスター展

も く じ

- ふじのくに人権フェスティバル P2～3
- 人権会議の概要報告 P4
- クローズアップ人権講座、企業と人権セミナー P5
- 第2回人権講演会 P6



静岡県
(静岡県人権啓発センター)

ふじのくに人権フェスティバル

12月13日(火)

三島市民文化会館

静岡県人権啓発活動ネットワーク協議会（静岡地方法務局、静岡県人権擁護委員連合会、静岡県、静岡県教育委員会、静岡市、静岡市教育委員会、浜松市、浜松市教育委員会）と三島市が、県民に人権の大切さを訴えるとともに、人権尊重の理念の理解を深めることを目的として、開催しました。

第一部 式典

第41回全国中学生人権作文コンテスト 静岡県大会表彰式

○最優秀賞

静岡地方法務局長賞

「差別や偏見のない社会へ」

渡辺 未羽さん

（三島市立中郷西中学校）



静岡県人権擁護委員連合会長賞

「私にとっての多様性」

長谷川 輝さん

（県立浜松西高等学校中等部）



○特別賞

静岡県教育委員会教育長賞

「世界を笑顔いっぱい」

金田 和香さん

（掛川市立東中学校）

静岡新聞社・静岡放送賞

「エリオット先生の実験と

私たち、そしてー」

匂坂 泰河さん

（袋井市立袋井中学校）

NHK 静岡放送局賞

「自分らしく、あなたらしく」

山崎 咲智さん

（掛川市立桜が丘中学校）

清水エスパルス賞

「障害者との関わり方」

畑山 優太さん

（静岡大成中学校）

ジュピロ磐田賞

「そのあたり前は時代遅れ」

正木 日和さん

（河津町立河津中学校）



第二部 講演会

「いのちのメッセージ ～生かされていると気づいた日～」

講師：岩崎 順子 氏（いのちの講演家）

夫が癌だとわかったとき、子どもたちは小3、6歳、4歳だった。夫は、残された命を最後まで生きていこうとし、その姿を子どもたちに見せた。

夫が亡くなった朝、3人の子どもたちは涙でいっぱいだったが、まだあたたかい父親のおなかの上で、子どもたちは遊んだ。顔やおなかに触り、好きな歌を歌って横に寝たり、馬乗りになったりした。死を頭で理解するのではなく、五感を使って死を感じた時間であったのかもしれない。父親が命、生きる、死ぬということを自らの身体を使って五感で教えているようにも見えた。強いところも、弱いところもありのままに。

最後に家族で旅行に行ったとき、夫は、水着姿で一人ずつ抱き上げて「大きくなっていけよ」と言った。やせた背中には骨が浮き出していた。その夜、私は5歳の娘の膝で涙が枯れるほど泣いた。その時娘はなぜ泣いているのかとは聞かなかった。こうしたらいいよとアドバイスもしなかった。泣いたらあかん、頑張るとも言わなかった。ただ、「お母さん、泣いてんのか」と言って頭をなで続けてくれた。子どもが親のことを見守ってくれた。

夫はボロボロの身体で命のメッセージをくれた。人は生かされている。最後にどんな姿になっても、最後の一息まで生きよと。命は受け継いでいく。

悩んでいる人がいたら、「よく頑張ってこられましたね」と声をかけ、「死にたい」と言う人がいたら、それは生きて幸せになりたいという気持ちのあかしであることを理解してほしい。

人権は1つの問題として存在しているのではなく、日々の暮らしの中にある。心の中にある。人は誰かの幸せをサポートすることが出来るし、自分の幸せのために生きる権利がある。中学生へ「一人で悩まないで。人より劣っていると思わないで。必ずいいところがそれぞれにある。悩んだときは誰かに心を開いて。」大人の皆さんへ「子どもたちの心に寄り添ってあげて。街づくりは子どもたちづくり。」

最後に、会場の一人一人が、「ローズ」の曲を目を閉じて聞きながら、亡くなった人で会いたい人を思い出して心の中で話しかけた。私たちは、母親から生まれ、いろんな方のお世話になって育ててもらって今日がある。亡くなった人から教えてもらった知恵を次の世代へつなげていくことが、人権の根本になる。大人は、子どもたちが安心してほっとできる人となり、子どもたちの夢を応援し、味方であってほしい。幸せになるための人権であってほしい。



令和4年度第1回静岡県人権会議を開催しました

10月28日 もくせい会館

- ・県では、県民一人ひとりに人権尊重の意識が育まれた思いやりあふれる静岡県を実現するため、「静岡県人権施策推進計画（ふじのくに人権文化推進プラン）」を策定し、関係部局が一丸となって様々な人権施策に取り組んでいます。
- ・県人権啓発センターでは、県民の皆様が開かれた人権啓発の拠点として、県民や関係者とのネットワーク機能や橋渡しの機能を担いながら、人権啓発の事業を行っているほか、人権に関する御相談にも応じています。
- ・こうした人権施策に対する意見・提言を頂き、当センターとの車の両輪として県内において人権啓発を推進していくため、「静岡県人権会議」（会長 犬塚協太氏（静岡県立大学国際関係学部教授））を設置しています。現在、県内の人権のリーダーや学識経験者等の15人を委員として委嘱しています。
- ・当会議は例年、10月と3月に開催しています。本号では10月の第1回の会議の概要を御紹介します。

【委員の主な意見】

○静岡県人権施策推進計画の進捗状況等

- * 県の人権施策に係る各部局の取組の概要について報告したところ、次のような意見を頂きました。
- ・人々の働き方や家庭内での役割の変化などを含めて家族の在り方自体が非常に多様化していることを踏まえ、家庭における人権教育では、従前の家庭像にとらわれない教育内容を更に検討してほしい。
- ・学校における人権教育では、中学生や高校生の学年など、それぞれの発達段階に応じたきめ細かな状況の把握が必要ではないか。
- ・近年、人権を取り巻く課題がますます専門化・細分化しているので、これまで以上に各分野の専門家からアドバイスなどを受けたらどうか。

○意見交換「インターネット上の人権問題」

- * 誰もがインターネットで情報発信できる現在、今後の人権啓発活動の課題を検討するため、意見交換しました。
- ・人権問題をテーマにアンケートを実施することも啓発活動の一環であるため、気づきから行動変容を促していくような流れを作るように設定することや、若年層を対象とする場合は大学生などに加えて中学生や高校生など年齢の低い層も対象とすることなどに配慮したらどうか。
- ・啓発活動においては、「デジタルシティズンシップ」教育に目を向けて、情報モラルの指導にとどまらず、前向きにデジタルツールを活用していくという観点も必要ではないか。
- ・特に高齢者の中にはインターネットを使いこなせない人も多いので、インターネットに偏らない啓発手法に配慮してほしい。



クローズアップ人権講座 10月13日

静岡県総合社会福祉会館 シズウエル

ハンセン病問題から私たちが学ぶこと

石山 春平 氏 (ハンセン病回復者)

ご自身の半生について、支援者の村井淳氏がインタビューする形で進められた。

罹患が判明したとき担任教師から「お前はきたない病気だから」と言われ、突き飛ばされた。机も椅子も燃やされ学籍もなくなった。家では納屋に隠れていた。木に「春平死ス」と書いて自死を考えたが、農薬は飲めなかった。死んだつもりで生きてやろうと思った。

カソリック系の神山復生病院で15年間療養所生活を送った後、社会復帰した。運転免許を取得した話、PTA役員になった話、妻や子ども、地域との関係など、辛い経験や心温まるエピソードを話された。

ハンセン病はらい菌という弱い菌を介した感染症で、治る病気であるが、未知の病気だからみんな怖がった。国がそう思わせていた。偏見や差別の芽は私たちの心にある。それでも人を信じたい。



企業と人権セミナー

12月20日

プラサヴェルデ

ハラスメント規制法後の対応と防止対策

三木 啓子 氏 (アトリエエム株式会社 代表取締役/産業カウンセラー)



セクハラ、パワハラ、マタハラ、カスハラ、SOGIハラなど、ハラスメントには様々な種類がある。それぞれのハラスメントに共通しているのは、それらが、『人権侵害』だということである。被害者は、精神的にも肉体的にも苦痛を感じるのはもちろんのこと、企業としても環境や組織の悪化、パフォーマンスの低下、信頼失墜などのダメージを受ける。

女性活躍推進法、労働施策総合推進法等の改正により、今年の4月から大企業だけでなく、中小企業にも、「悪質クレーム(カスハラ)」「職場のパワハラ、セクハラ」「女性活躍の促進」への対策が求められている。

ハラスメントを防止するためには、「教育・研修・啓発を推進し、正しい知識・認識をもつ」「相談体制を整備し適切な相談対応を行う」「実効的なガイドラインの作成、整備」等を行うことが必要である。そして、「アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)の払拭」「相手をリスペクトすること」「誰もが被害者にも加害者にもなり得ること」「相互不干渉(傍観者)にならないこと」などを意識し、人権尊重の組織づくりをしていくことが重要だといえる。

第2回人権講演会

1月19日

「ヤングケアラー当事者の人生から考える支援の方法」

宮崎 成悟 氏（一般社団法人ヤングケアラー協会 代表理事）

「第2回人権講演会」を開催し、オンラインで配信しました。

〔講演概要〕

日本でヤングケアラーの法令上の定義はまだないが、「家族のケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートを行っている18歳未満の子どものこと」とされている。ケアすること自体は悪いことではないが、過度になってしまふことが問題だといえる。ヤングケアラーが日常的に行っていることと諦めてしまっていることは下表のようになる。



障害や病気のある家族のために ヤングケアラーが日常的にしていること	責任や負担の重さにより ヤングケアラーが諦めてしまっていること
・家計を支えているために労働をして助けている	・勉強や受験、進学、部活動などの課外活動
・幼いきょうだいの世話をしている	・自分だけの時間を持つこと
・買い物・料理・洗濯などの家事をしている	・友達と放課後遊ぶこと
・身体的なケアをしている（看病、見守り、トイレの介助など）	・子どもらしく自由に夢を描くこと
・精神的なケアをしている（話し相手になる、愚痴を聞くなど）	・理解されること、気軽に相談すること

厚生労働省の調査によると、ヤングケアラーの人数は小学生15人に1人、中学生17人に1人、高校生24人に1人、大学生16人に1人の割合で存在する。背景には、人口構造、家族形態の変化（核家族化、共働きやひとり親家庭の増加など）に加え、雇用・労働状況、社会福祉制度の仕組みなどがあると考えられる。大人だけでケアを担うことが限界になると、そのケアを子どもが担うことになる。だからこそ、家族のケアを社会でどう支えるかが重要になる。

私が15歳の頃、難病の母親のケアが始まった。その時には、負担ではなく、むしろ頼りにされてうれしいと感じていた。しかし、高校生の頃には辛さを感じ、その後は、将来どうすればいいのか全く分からない状態にもなった。幸い、私の周りには一緒に遊ぶ友達、声をかけてくれる信頼できる大人がいたこと、読書を通して自分と向き合うことができたことが、今の自分につながっている。ヤングケアラーは18歳を超えた瞬間に悩みが消え、ケアが終わるのではなく、状況が変化して続いていく。大切なのは、教育、医療、福祉等が連携して未然防止に努めるとともに、早期発見し支援すること。そして、ヤングケアラーとしての人生に出口をつくることである。

必要な支援方法（全てのヤングケアラーに一律の有効な支援方法はない）

- 1 点ではなく線で見ると【置かれている状況の多様さを理解し、ライフステージの変化に応じて対応する】
- 2 子どもとの信頼関係を築く【なんて声をかければいいのかは人それぞれ、大事なものは信頼できる大人から声がかかること】
- 3 定常的な接点を持つこと【子どもにとって信頼できる大人はどんな存在か、それは定期的に会って話をしてくれる人】
- 4 解決方法を決めつけない【周りの人には決められない、本人とその家族の声を聞くしかない】
- 5 支援の糸【ヤングケアラーの周りにたくさんの支援の糸（先生、友人、近所の人、民生委員、行政、団体、SNSなどの連携・支援）をたらず】

令和5年3月発行

（令和4年度法務省委託事業）

静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課人権同和对策室（静岡県人権啓発センター）

〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館内

TEL 054-221-3330 FAX 054-221-1948

ホームページはこちら▶

email jinken@pref.shizuoka.lg.jp

静岡県人権啓発

検索

